

福岡地方裁判所委員会（第18回）議事概要

1 開催日時

平成20年3月3日（月）午後1時30分～午後3時30分

2 場所

福岡地方裁判所小会議室

3 出席者

（委員）

藤井亮子副委員長

上野茂伸委員，織田孝二委員，佐木隆三委員，作間 功委員，新開玉子委員，田中慎治委員，仲家暢彦委員，林田宗一委員，福島恵子委員，藤岡隆士委員，船木誠一郎委員，山本裕子委員，力徳正明委員（五十音順）

（福岡地方裁判所）

塚田奈保裁判官，中島慶人事務局長，中島文生民事首席書記官，濱崎良三刑事次席書記官

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

本多信也総務課長，吉田利成総務課専門官

4 配布資料の説明

(1) 福岡地方裁判所委員会委員名簿（平成20年3月3日現在）

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）に基づく保護命令の申立手続等の概要「Q & A」

今回の議題である「DV事件処理の現状について」で使用するリーフレットであり，福岡地方裁判所（第4民事部）において作成し，本庁及び全支部で使用しているもの

(3) 「模擬裁判の実施状況」と題する書面

(4) 裁判員となることの辞退事由に関するアンケート用紙

(5) 福岡高等地方簡易裁判所合同庁舎新館平面図

いずれも今回の議題である「裁判員制度について」で使用する説明資料

- (6) 「第二期裁判所委員会についてのアンケート調査報告書」と題する書面
同書面に記載のある団体から当委員会あてに送付された書面

5 新任委員の自己紹介

- (1) 力徳正明委員（平成19年8月1日付け任命）
(2) 仲家暢彦委員（平成20年2月15日付け任命）

6 議事（委員長，副委員長，学識経験者委員，法曹委員，裁判所）

(1) 委員長の選任

簗田委員長が2月6日限りで福岡地方裁判所長を定年退官となり，委員長が不在となったため，当委員会において互選を行った結果，仲家委員が委員長に選任された。

(2) DV事件処理の現状について

ア 担当裁判官による現状報告

塚田裁判官が，配布資料の「Q & A」を利用しながら，DV防止法に基づく保護命令の種類，内容，効果及び手続などDV事件処理の現状について報告した。

イ 統計データ・書記官事務の説明

中島民事首席書記官が，福岡地方裁判所における保護命令事件の新受件数，申立ての内容，終局事由，平均審理期間等の統計データの説明のほか，配偶者暴力相談支援センター等との連携や被害者の心情・プライバシーに配慮し，事務担当職員が留意している事項等について説明した。

ウ 質疑応答・意見交換

配布資料の「Q & A」に，申立書類に添付する書類として，DVセンターや警察への相談をせずに申立てをする場合には，宣誓供述書（暴力又は脅迫の状況などについて申立人が記載した書面を，公証人が認証したものの）が必要である旨の記載があるが，迂遠な手続と思われる。そういう迂遠な手続を取る理由は何か。

当庁では、宣誓供述書の提出がされた例はないと認識している。DVについての相談があり、センターや警察への相談も宣誓供述書の取得もしていないときは、警察等に行ったらどうかと助言している。

被害者は、診断書や写真を確保しておくことまで気が回らないため、被害を証拠化する方法として、このような立法がされたと認識している。ただ、宣誓供述書については、費用が1、2万円ほど掛かるので、実際のところ、ほとんど例がないのが現状である。急ぐときには、警察やDVセンターに相談するように言っている。とはいえ、法改正で廃止する必要まではないので、この手続が残っていると理解している。

手続の速さではなく、立証の容易性のために求めているということである。また、被害者をたらい回しにしているのではなく、身の安全の確保と証拠を確保する趣旨である。

保護命令に違反し、刑事事件にまで発展したことがあるか。

制度上、警察からの通報義務はなく、警察から連絡を受けたことがないので、そういう案件があるのかどうかは把握していないが、刑事事件の受理状況を調査すれば分かる。

取下件数が増加しているのはなぜか。

理由についてはっきりしたことは言えない。却下件数が減少しており、却下相当事案が取下で終了していることは考えられる。

警察は、結論（保護命令）が出た後のアフターフォローをきちんとやっているのか。

小規模庁でDV事件を担当していたことがあるが、警察は、保護命令には割と迅速に対応していたように思う。

警察は、DV被害者の携帯電話や自宅の電話番号の控えをもらっているようで、すぐに駆けつけてくるようである。子供が誤って携帯電話を押したらパトカーですぐに来てくれたという話を聞いており、前に比べると随分配慮されている。よくしてくれるようになったという実感がある。

外部でDVについての会合や話し合う機会はあるのか。関係機関と会合を持てば、生の声が聞こえるかもしれない。

前に勤務していた庁では関係機関とのネットワークがあり、会合があった。

妻が夫に隠れて借金をし、見つかると暴力を受けるといった相談がある。保護命令を出した場合、その原因が分かる統計はあるのか。

保護命令の手続の中で、なぜ暴力を振るうようになったのかという原因までを掴むのは困難である。

申立ての要件の一つとして配偶者の暴力があるが、証拠上暴力の認定はどのように判断するのか。

各裁判官が個別の事案ごとに総合考慮の上で判断することになるので、一般論を述べるのは難しい。

保護命令の申立てまでしないで自分たちで解決していることが多いと思う。世間体があるので、裁判所にまで申し立てることはしないが、もっと大きな問題として扱ってよいと思う。

裁判所の保護命令までお願いするというケースはあまりない。そこまでできる人は強いが、そこに至るまでに多くの人が泣いている。裁判所ももっと身近な問題として扱ってほしい。

言葉だけの暴力も保護命令の対象になるのか。

保護の対象は身体に対する暴力である。

関係機関との協議会など、関係機関とのネットワークはどのようなものがあるかを次回までに調べてほしい。

次回までに、福岡における関係機関とのネットワークはどのようなものがあるのか。そして、地方裁判所がそれに関与できるのか否か。理由も含めて裁判所から報告することとしたい。

(3) 裁判員制度について

ア 模擬選任手続・模擬裁判の報告等

林田委員が、平成17年9月から平成20年1月にかけて、福岡地方裁判所本庁で実施された模擬選任手続及び模擬裁判の実施状況（合計7回）について報告した。

どうしたら裁判員の方に争点や証拠、有罪・無罪の認定、量刑等について理解してもらえるのか、分かりやすい証拠調べができるのか、裁判官と市民が評議できるのかといった問題を試行錯誤検討しながら模擬裁判を実施している。

（小倉支部で実施された模擬裁判（1月21日から23日）を傍聴した委員の感想・意見）

評議室の様子をモニターで見ることができたことがよかった。また、最初に裁判長が、中間評議を何度もやりましょう。途中で意見が変わってもよいので、皆で判断しましょうと言ったこと、2日目には医師の証人尋問があり、簡易鑑定書を配ってもらったが、裁判長が、精神科医の鑑定書はあくまでも意見であると言ったのがよかった。

ただ、裁判員の最終的な意見は心神耗弱がほとんどであったが、女性の左陪席裁判官が責任能力なし、男性の右陪席裁判官が限定責任能力と言い、続いて裁判長が意見を言った途端、裁判員の意見が「責任能力なし」にころりと変わり、結果的に8対1で無罪となった。裁判長の意見には物凄く影響力がある。裁判長は、証拠を厳密に精査して、その上で判断する必要があると途中で言ったが、精神能力の有無や程度は職業裁判官よりも町で普通に暮らしている人の方が判断できると思うのに、裁判長から言われるとその意見に物凄く拘束されると思う。裁判官はもっとそこを考えてほしい。

裁判官は、裁判員との付き合い方や間合いの取り方を心掛けてもらわないと、裁判員裁判が始まると惨たんたる結果になる。裁判官次第だと思う。

裁判官と市民が対等に審理できるのかといった問題であり、厳しく、

かつ貴重な意見である。

裁判官は市民と対等に議論するために何を考えないといけないか。

弁護士としては、どう裁判官を説得できるかと思っている。小倉支部の模擬裁判の場合は、争点が責任能力という特殊性もあるが、裁判所はいろいろなパターンで試されていると思う。福岡では強引な引っ張り方はしていない。評議のやり方はいろいろ工夫しており、気を遣っていると思う。とにかく裁判員に意見を言っていたらこうとする姿勢が強く感じられ、真剣に取り組んでいる。裁判所に期待したい。

私も裁判所には期待している。ただ、結論が固まりかけたのに裁判長が物を言った途端、裁判員の意見が変わったということが情けないというか、悔しく思う。

委員の皆さんに模擬評議を体験してもらうのはどうか。

商店街アンケートの実施について

本多総務課長が、福岡地方裁判所が福岡市内四つの商店街加盟の個人事業主に対して行った裁判員の辞退事由に関するアンケートの実施（平成20年2月19日から29日にかけて、300軒以上の店舗を訪問）について報告した。また、今後、本アンケート結果を集計し、裁判員になることの辞退事由やその期間等を分析する旨を述べた。

（参加障害事由の調査方法等について意見交換）

県民の生活実態・就業実態を把握する必要があるが、実態調査の方法について、皆さんの知恵をお貸しいただきたい。

当商工会議所加盟の組合にはいろんな組合があり、季節労働者の組合もある。53業種・団体の名簿があるので、それを提供してもよい。

イ 裁判員制度を控えての庁舎施設整備の計画

中島事務局長が、裁判員制度導入に対応するため施設整備計画について工事の概要等を報告した。整備計画の概要は次のとおり

（福岡高地簡裁合同庁舎について）

平成19年度及び同20年度に鉄骨造・2階建ての増築棟の建設と既存庁舎の改修工事を行う予定。現在、工事業者の選定手続中であり、平成20年4月以降着工し、平成21年3月末までに竣工の見込みである。

(福岡地裁小倉支部庁舎について)

平成20年3月には内部改修工事が竣工予定である。

質疑応答

福岡高地簡裁合同庁舎には1階と3階に検察官待合室があるが、1日に何か部でも法廷があるので、弁護士待合室くらい検察官待合室を整備してほしい。

(4) 次回委員会(第19回)の日時等

ア 次回の議題(予定)

意見交換の結果、裁判員裁判の模擬評議(委員の皆さんが裁判員役となり、DVDを視聴し、評議を体験する。)を実施することになった。

模擬評議を行うためのDVDとして2種類候補があるが、そのうちの1つである「審理」が3月下旬に最高裁判所から送付される予定である。届いたら、事案の概要を委員の皆さんにお知らせし、どちらのDVDを模擬評議の題材にするかを照会したい。

イ 日時

平成20年7月3日(木)午後2時30分